

賢く

貯める



.com
BANK

障がい者の方や遺族年金を受給されている方がご利用いただける非課税貯蓄制度です。

マル優制度(少額貯蓄非課税制度)

point

1

ご預金の元本350万円までのお利息が非課税扱いとなります。
障がい者の方や遺族年金を受給されている方がご利用いただけます。

point

2

お手続きは簡単です。障害者手帳や年金証書などの
確認書類とご印鑑をご持参のうえ、当金庫窓口へお越しください。

■「マル優制度」のあらまし

ご利用いただける方	遺族基礎年金の受給者（妻の方に限られます）、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている方がご利用いただけます。 ◆詳細は下記の「非課税対象者の範囲」をご覧ください。
非課税貯蓄限度額	他の金融機関に提出された「非課税貯蓄申告書」の金額を含めた元本350万円までのご預金が非課税でご利用いただけます。
本人確認	お名前・ご住所・生年月日等の入った公的機関の発行した証明書類により、ご本人であることを確認させていただきます。
お申込手続き	お預け入れされる店舗であらかじめ「非課税貯蓄申告書」をご提出いただき、ご預金のお預け入れの際にマル優ご利用の旨をお申出ください。
ご留意事項	◆マル優制度のご利用には、マイナンバー（個人番号）のご提出が必要となります。 ◆「非課税貯蓄申告書」に記載された金額を超えて非課税でお預け入れされた場合、ご預金が課税扱いとなります。ご注意ください。
非課税対象者の範囲	障害基礎年金の受給者 障害厚生年金の受給者 日本製鉄八幡共済組合が支給する 障害年金・業務傷病年金（廃疾年金）・公傷年金の受給者 障害共済年金の受給者 増加恩給の受給者 特例傷病恩給の受給者 傷病補償年金の受給者 障害補償年金の受給者 障害年金の受給者 傷病年金の受給者 傷害補償費の受給者 障害児福祉手当の受給者 特別障害者手当の受給者 療育手帳の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の受給者

非課税対象者の範囲	<p>公務傷病年金の受給者 特例公務傷病年金の受給者 傷病給付年金の受給者 障害給付年金の受給者 水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の認定を受けている者 ハンセン病療養所の入所者 ガス障害による健康管理手当、保健手当、特別手当、医療手当の受給者 戦傷病患者手帳の交付を受けている者 身体障害者手帳の交付を受けている者 障害による年金の受給者 福祉手当の受給者 旧厚生年金保険法による遺族年金の加給年金額の計算の対象者とされている障害の状態にある子 遺族基礎年金の受給者(妻) 遺族厚生年金の受給者(妻) 日本製鉄八幡共済組合が支給する 寡婦年金・遺族年金・業務死亡年金・障害遺族年金の受給者(妻) 殉職年金の受給者(妻) 死亡を給付事由とする年金の受給者(妻) 母子年金の受給者 準母子年金の受給者(妻) 遺族共済年金の受給者(妻) 扶助料の受給者(妻) 遺族年金の受給者(妻) 遺族補償年金の受給者(妻) 遺族補償費の受給者(妻) 遺族給付年金の受給者(妻) 遺族扶助年金の受給者(妻) 水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の被認定者(妻) 遺族給付金の受給者(妻) 児童扶養手当の受給者(児童の母) 特例遺族年金の受給者(妻) 障害遺族年金の受給者(妻) 通算遺族年金の受給者(妻) 障害による年金の受給者(妻) 傷病者遺族特別年金の受給者(妻) 寡婦年金の受給者 等の方々</p>
------------------	--

非課税対象者の範囲及び非課税要件確認書類一覧

対象者	非課税要件確認書類
障害基礎年金の受給者	年金証書および住民票の写し等
障害厚生年金の受給者	年金証書および住民票の写し等
日本製鉄八幡共済組合が支給する障害年金、業務傷病年金(廃疾年金)、公傷年金の受給者	年金証書または年金を支給している旨の証明書(日本製鉄八幡共済組合)のいずれか
障害共済年金の受給者	年金証書および住民票の写し等
増加恩給の受給者	恩給証書および住民票の写し等
特例傷病恩給の受給者	恩給証書および住民票の写し等

対象者	非課税要件確認書類
傷病補償年金の受給者	年金証書および住民票の写し等
障害補償年金の受給者	年金証書および住民票の写し等
障害年金の受給者	年金証書または支給決定通知書および住民票の写し等
傷病年金の受給者	年金証書または恩給証書および住民票の写し等
障害補償費の受給者	支給決定通知書および住民票の写し等
障害児福祉手当の受給者	認定通知書および住民票の写し等
特別障害者手当の受給者	認定通知書および住民票の写し等
療育手帳の交付を受けている者	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳
医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の受給者	手当証書
公務傷病年金の受給者	年金証書および住民票の写し等
特例公務傷病年金の受給者	年金証書および住民票の写し等
傷病給付年金の受給者	年金証書
障害給付年金の受給者	年金証書
水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の被認定者	都道府県知事等の認定をした旨を証明する書類
ハンセン病療養所の入所者	ハンセン病療養所の長の入所患者である旨を証する書類
ガス障害による健康管理手当、保健手当、特別手当、医療手当の受給者	県知事または国家公務員共済組合連合会の理事長からの受給者である旨を証する書類
戦傷病者手帳の交付を受けている者	戦傷病者手帳
身体障害者手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳
障害による年金の受給者	年金証書 恩給証書(県知事等)
福祉手当の受給者	認定通知書
旧厚生年金保険法による遺族年金の加給年金額の計算の対象者とされている障害の状態にある子	年金裁定通知書及び子の住所、氏名、生年月日を確認できる公的書類
遺族基礎年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
遺族厚生年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
日本製鉄八幡共済組合が支給する募婦年金の受給者	年金証書及び年金を支給している旨の証明書(日本製鉄八幡共済組合)
日本製鉄八幡共済組合が支給する遺族年金・業務死亡年金・障害遺族年金の受給者(妻)	年金証書及び年金を支給している旨の証明書(日本製鉄八幡共済組合)のいずれか及び妻であることを証する書類
殉職年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
死亡を給付事由とする年金の受給者(妻)	年金証書または恩給証書及び妻であることを証する書類
母子年金の受給者	年金証書
準母子年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類

対象者	非課税要件確認書類
遺族共済年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
扶助料の受給者(妻)	恩給証書及び妻であることを証する書類
遺族年金の受給者(妻)	年金証書または支給決定通知書及び妻であることを証する書類
遺族補償年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
遺族補償費の受給者(妻)	支給決定通知書及び妻であることを証する書類
遺族給付年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
遺族扶助年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の被認定者(妻)	都道府県知事等の認定をした旨を証明する書類及び妻であることを証する書類
児童扶養手当の受給者(児童の母)	児童扶養手当証書および児童の母であることを証する書類
特例遺族年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
障害遺族年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
通算遺族年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
障害による年金の受給者(妻)	年金証書及び妻であることを証する書類
傷病者遺族特別年金の受給者(妻)	恩給証書及び妻であることを証する書類
寡婦年金の受給者	年金証書

